

## 指定居宅介護支援事業所 ふくろうの杜 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岐阜県指定 第2171500586号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の身体の状態やご契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービス利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも要介護認定申請日からサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 和敬会倶楽部
法人所在地	岐阜県中津川市苗木4002番地
電話番号	0573-62-1251
代表者氏名	理事長 上田 雅和
設立年月日	平成16年 7月 6日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所 平成17年 5月 1日指定 県2171500586号
事業所の目的	指定居宅介護支援事業所は、介護保険法令に従い、多様な福祉サービスがそのご契約者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、ご契約者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう、支援することを目的とします。
事業所の名称	指定居宅介護支援事業所 ふくろうの杜
事業所の所在地	岐阜県中津川市苗木4002番地
電話	0573-62-1251
FAX	0573-62-1254
事業所長氏名	田中 友紀子
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市町村からの委託を受けて、要介護認定に係わる訪問調査を実施するものとします。</li><li>・ 要介護者等が保険・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設への紹介、その他便宜の提供を行うものとします。</li><li>・ 介護支援専門員は要介護者等の意思・人格等を尊重し、住み慣れた地域で安心かつ快適に暮らせるよう、地域福祉ネットワーク等の調整のとれた福祉サービスの総合的支援・援助に対し貢献していくものとします。</li><li>・ 事業の質的向上を図るため従業者の教育、研修等の重視を行うこととします。</li></ul>
開設年月日	平成17年5月1日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 中津川市(中津川地区、落合地区、苗木地区、高山地区、坂本地区)。但し実施地域以外においてもサービス提供を行うことができるものとします。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（但し日・祝日においてもサービス提供できる体制を整えています。）
受付時間	月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
休業日	日・祝日および12/31～1/3
営業日時以外	電話等で連絡が可能な体制を整えています。

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約書に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	常勤（兼務）
1. 事業所長（管理者）	1名
2. 介護支援専門員	2名

### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）\*

<サービスの概要>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、ご契約者又はそのご家族の希望を踏まえ、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（指定居宅サービス等）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

## <居宅サービス計画の作成の流れ>

①当事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって公正中立に、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

### ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設へ紹介その他の便宜の提供を行います。

## <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の

自己負担はありません。

### 交通費（契約書第8条参照）について

通常の事業実施地域は無料です。

通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供は事業所としての対応となります。サービス開始時に担当の介護支援専門員を決定しますが介護支援専門員と個人の契約となるものではありません。

### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）\*

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

## 7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）\*

### (1) 苦情の受付

事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者 [職名] 管理者 田中友紀子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

中津川市高齢福祉課	所在地 岐阜県中津川市かやの木町2-1 電話番号 (0573) 66-1111 FAX (0573) 62-0058 受付時間 午前8時30分～午後5時
基幹型在宅介護支援センター 地域型在宅介護支援センター	代表（基幹型）所在地 岐阜県中津川市かやの木2-1 電話番号 (0573) 66-1111 FAX (0573) 66-0058 受付時間 午前8時30分～午後5時
岐阜県国民健康保険連団体 連合（介護保険課）	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 電話番号 058-275-9825・9826 FAX 058-275-7635 受付時間 午前8時30分～午後5時